

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内分	内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	藤田運輸興業株式会社 (法人番号5460001004049) 代表者藤田光利	北海道釧路郡釧路町鳥通東2丁目24番地		本社営業所	北海道釧路郡釧路町中央2丁目25番地1	R6.8.26		輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他2件	令和6年2月20日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	16	16
2	株式会社空知総合企画 (法人番号8430001046520) 代表者小林義之	北海道岩見沢市東町666番地1		本社営業所	北海道岩見沢市東町666番地1	R6.8.26		輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和6年3月11日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)業務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)	2	2

